

半 期 報 告 書

(第164期中) 自 平成19年 4 月 1 日
至 平成19年 9 月30日

株式会社日清製粉グループ本社

(182002)

第164期中（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社日清製粉グループ本社

目次

頁

表紙

第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
1.	主要な経営指標等の推移	1
2.	事業の内容	3
3.	関係会社の状況	3
4.	従業員の状況	3
第2	事業の状況	4
1.	業績等の概要	4
2.	生産、受注及び販売の状況	6
3.	対処すべき課題	7
4.	経営上の重要な契約等	11
5.	研究開発活動	12
第3	設備の状況	13
1.	主要な設備の状況	13
2.	設備の新設、除却等の計画	13
第4	提出会社の状況	14
1.	株式等の状況	14
2.	株価の推移	29
3.	役員の状況	29
第5	経理の状況	30
1.	中間連結財務諸表等	31
2.	中間財務諸表等	57
第6	提出会社の参考情報	71
第二部	提出会社の保証会社等の情報	72

[中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月14日
【中間会計期間】	第164期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）
【会社名】	株式会社日清製粉グループ本社
【英訳名】	NISSHIN SEIFUN GROUP INC.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 村上 一平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京 (03)5282-6610
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部経理部長 中川 雅夫
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京 (03)5282-6610
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部経理部長 中川 雅夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第162期中	第163期中	第164期中	第162期	第163期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	211,761	207,802	210,851	421,359	418,190
経常利益 (百万円)	11,600	10,925	10,336	24,774	22,815
中間（当期）純利益 (百万円)	6,244	5,398	6,237	13,541	12,303
純資産額 (百万円)	251,244	292,652	302,161	264,535	300,306
総資産額 (百万円)	381,091	401,891	404,372	399,899	408,437
1株当たり純資産額 (円)	1,093.38	1,046.77	1,073.18	1,046.00	1,069.71
1株当たり中間 （当期）純利益 (円)	27.10	21.36	24.62	52.80	48.66
潜在株式調整後1株当たり 中間（当期）純利益 (円)	27.07	21.34	24.61	52.77	48.63
自己資本比率 (%)	65.9	65.9	67.2	66.2	66.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	10,822	12,505	10,827	21,054	17,469
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△13,667	△11,086	△16,099	△25,297	△6,961
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△4,756	△3,561	△6,238	△7,274	△5,225
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高 (百万円)	46,506	40,722	37,307	42,803	48,452
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	5,178 〔1,995〕	5,241 〔2,014〕	5,289 〔1,854〕	5,101 〔2,002〕	5,212 〔1,968〕

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 平成17年11月18日付をもって普通株式1株を1.1株に分割しております。なお、第162期の1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は期首に分割が行われたものとして計算しております。また、株式分割が第162期期首に実施されたと仮定した場合の第162期中間期の1株当たり純資産額は993円98銭、1株当たり中間純利益は24円63銭、潜在株式調整後1株当たり中間純利益は24円61銭であります。

3 第163期中間期から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第162期中	第163期中	第164期中	第162期	第163期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	15,613	16,473	13,100	20,940	22,246
経常利益 (百万円)	10,534	11,895	8,298	10,881	12,480
中間（当期）純利益 (百万円)	10,521	11,451	9,248	11,068	13,312
資本金 (百万円)	17,117	17,117	17,117	17,117	17,117
発行済株式総数 (千株)	233,214	256,535	256,535	256,535	256,535
純資産額 (百万円)	205,082	216,517	221,446	209,621	217,245
総資産額 (百万円)	235,028	247,217	249,573	235,548	242,434
1株当たり配当額 (円)	7.00	9.00	9.00	18.00	18.00
自己資本比率 (%)	87.3	87.6	88.7	89.0	89.6
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	243 〔15〕	243 〔15〕	242 〔12〕	246 〔16〕	245 〔14〕

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間（当期）純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益」については、中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

3 平成17年11月18日付をもって普通株式1株を1.1株に分割しております。株式分割が期首に行われたと仮定した場合の第162期の1株当たり配当額は17円36銭であります。

4 第163期中間期から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

なお、食品事業の日清キョーリン製菓㈱（持分法適用会社）は、平成20年10月に合弁解消し、合弁パートナーである杏林製菓㈱と合併する予定で、当社グループから異動（除外）することになります。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（名）	
製粉	1,274	[87]
食品	3,090	[1,498]
その他	605	[230]
全社（共通）	320	[39]
合計	5,289	[1,854]

（注） 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数（名）	242 [12]
---------	----------

（注） 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、日清製粉労働組合等が組織されております。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間の業績につきましては、厳しい販売競争が継続する中、各事業において新製品投入やシェアアップを図り、売上げを拡大するとともに、更なるコストダウンに取り組んでまいりました。また、本年4月に輸入小麦売渡価格が平均1.3%引上げられたことに伴い、本年5月に業務用小麦粉の価格改定を行いました。小麦以外の原材料や商品等の調達コストも相場の高騰や円安により上昇し、内部努力では吸収できない水準に達しており、適正な利益を確保するため、加工食品等についても価格改定に取組みました。

この結果、売上高は2,108億51百万円（前年同期比101.5%）と増収となりましたが、営業利益は82億7百万円（前年同期比91.6%）、経常利益は103億36百万円（前年同期比94.6%）と、主として調達コストの上昇と販売条件の悪化等により減益となりました。中間純利益は特別利益の増加により62億37百万円（前年同期比115.5%）と増益となりました。

① 製粉事業

製粉事業につきましては、本年4月より輸入小麦の政府売渡価格変動制度が導入され、輸入小麦の政府売渡価格が平均1.3%引上げられたことに伴い、業務用小麦粉の値上げ（本年5月10日から）を行いました。営業面では、低価格製品への需要シフトが継続する厳しい環境となる中、本年7月には市場創造型の業務用小麦粉の新製品5品を市場に投入するなど、小麦粉価格改定と併せてリレーションシップ・マーケティングを積極的に推進し、お客様との関係強化に努めた結果、小麦粉の出荷は前年を上回りました。

生産・物流面では、来年の稼働に向けて東灘工場新ライン増設工事を進めるなど生産性向上に取り組んでおり、また安心・安全対策を更に強化してまいりました。

副産物であるふすまにつきましては、穀物相場の歴史的な高騰により各種飼料原料価格が高止まり、ふすま価格は堅調に推移いたしました。

海外事業につきましては、カナダにおいて順調に稼働率を高め、タイにおいても近隣諸国への輸出に取り組むなど積極的な営業施策を展開し、売上げ拡大を図りました。

この結果、製粉事業の売上高は788億17百万円（前年同期比102.6%）、営業利益は46億55百万円（前年同期比96.9%）となりました。

② 食品事業

加工食品事業につきましては、調達コストの上昇や販売競争激化により利益面では厳しい状況にありましたが、積極的な販促活動を推進した結果、パスタ、冷凍食品、お好み焼き粉、から揚げ粉、乾麺などの売上げは前年を上回りました。本年8月には家庭用常温食品におきまして新製品18品目・リニューアル品15品目を発売し、家庭用冷凍食品におきましても新製品11品目・リニューアル品1品目を発売いたしました。また、本年9月には調達コストアップに対応し、「ディ・チェコパスタ」及び「マ・マー パスタソース」の価格改定を実施いたしました。一方で、本年7月には食品安全を目的とした規格であるISO22000の認証を日清フーズ(株)及びマ・マーマカロニ(株)において取得するなど「安心・安全」体制をより一層強化いたしました。中食・惣菜事業におきましては、改善施策を着実に実施するとともに、売上げ拡大に向けた取組みを推進いたしました。海外事業におきましては、中国の新プレミックス工場の本格稼働により供給体制が整い、プレミックスの売上げは前年を上回りました。

酵母・バイオ事業につきましては、酵母事業では、原材料価格の高騰を受け、本年4月よりイーストの、また9月よりフラワーペーストやマヨネーズ類の価格改定を実施いたしました。売上げとしましてはイースト関連やフラワーペーストなどは前年を上回りましたが、マヨネーズ・惣菜などは前年を下回りました。バイオ事業では、診断薬原料や、バイオニュートリショナル製品、養魚用飼料、飼料受託事業などは前年を上回りましたが、実験動物用飼料、研究支援事業などは前年を下回りました。その結果、全体の売上げは前年を上回りました。

健康食品事業につきましては、コエンザイムQ10においては、プールの沈静化や他社の増産等需給バランスの変化により、厳しい販売環境が継続し、売上げは前年を下回りました。こうした中、本年4月にはダイエット食品「r a c h i c Diet（ラシク・ダイエット）」に2品追加し、また本年7月には血圧が高めの方に適した特定保健用食品「サーデンペプチド・ドリンク」を上市し、消費者向け製品の拡販に注力しました。

この結果、食品事業の売上高は1,118億79百万円（前年同期比100.7%）となりましたが、調達コストの上昇等の影響により営業利益は19億18百万円（前年同期比83.3%）となりました。

③ その他事業

ペットフード事業につきましては、原材料価格の高騰など調達コストアップを受け、適正な収益確保に取り組むとともに、積極的な拡販施策を推進した結果、犬用及び猫用ペットフードの売上げは前年を上回りました。本年6月には犬用プレミアム商品「J P - S t y l e 息さわやか歯磨きガム」を通信販売で発売し、また本年9月にはドッグフードの新製品12品目とキャットフードの新製品9品目、リニューアル品7品目を発売しました。

エンジニアリング事業につきましては、関連業界における設備投資の見直しなどにより、大口工事の完工高が減少し、売上げは前年並みとなりました。

メッシュクロス事業につきましては、主力のスクリーン印刷用メッシュクロスの売上げは、前年並みに推移しました。また、化成品は自動車用フィルターが順調に推移し、産業資材用メッシュクロスの売上げが大きく伸長したことにより、全体で売上げは前年を上回りました。

この結果、その他事業の売上高は201億54百万円（前年同期比101.3%）、営業利益は19億75百万円（前年同期比94.9%）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前中間純利益が112億91百万円、減価償却費が65億20百万円となりましたが、法人税等の支払い等により、当中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは108億27百万円の資金増加となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

製造能力増強等設備投資に101億31百万円を支出し、3ヶ月を超える定期預金及び有価証券の運用に55億52百万円を支出したこと等により、当中間連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは160億99百万円の資金減少となりました。

以上により、当中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローから投資活動によるキャッシュ・フローを差し引いたフリー・キャッシュ・フローは、52億72百万円の資金減少となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

株主の皆様への利益還元としまして配当に22億80百万円を支出するとともに、借入金の返済に36億19百万円を充当したこと等により、当中間連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは62億38百万円の資金減少となりました。

上記のとおり、当中間連結会計期間は、営業活動による資金の増加を上回る資金を、戦略的な設備投資への投入、株主の皆様への利益還元としての配当の支出、借入金の返済等に充当いたしました。さらに、今後の戦略投資等に対応する待機資金につきまして、その運用効率を高めるため3ヶ月を超える定期預金及び有価証券での運用に支出いたしました。以上の結果、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物残高は、前連結会計年度末比111億44百万円減少（前中間連結会計期間末比34億15百万円減少）し、373億7百万円となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	前中間連結会計期間 (18. 4. 1～18. 9. 30) (百万円)	当中間連結会計期間 (19. 4. 1～19. 9. 30) (百万円)	増減率 (%)
製粉	71,767	74,461	3.8
食品	55,808	55,974	0.3
その他	9,852	9,931	0.8
合計	137,428	140,366	2.1

(注) 1 金額は、期間中の平均販売価格等により算出しており、セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

重要な受注生産を行っておりませんので、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	前中間連結会計期間 (18. 4. 1～18. 9. 30) (百万円)	当中間連結会計期間 (19. 4. 1～19. 9. 30) (百万円)	増減率 (%)
製粉	76,826	78,817	2.6
食品	111,087	111,879	0.7
その他	19,888	20,154	1.3
合計	207,802	210,851	1.5

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間 (18. 4. 1～18. 9. 30)		当中間連結会計期間 (19. 4. 1～19. 9. 30)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
三菱商事㈱	27,679	13.3	28,263	13.4

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社グループは、「世界一の製粉事業」、「成長する加工食品事業」そして「将来性の期待できる健康・バイオ事業」をコア事業として経営資源を投入し、存在感のあるその他事業を含めて発展する企業集団であるべく経営に努めております。

(1) 各事業の経営戦略

製粉事業におきましては、小麦調達価格の変動を小麦粉価格へ適切に反映していくとともに、お客様のニーズをとらえた新製品の提案など新たな市場創造へ向けてマーケティング施策を強化します。また、来るべき小麦の自由化を見据えて国内製粉事業における圧倒的な競争優位を更に確固たるものとしていくために、平成20年の完成を目指し、東灘工場に2ラインの最新鋭製造設備増設工事を進めております。これによる生産体制の効率化や生産性向上の大きな進展を基盤に、一層のシェアアップを実現いたします。

加工食品事業におきましては、新製品開発を全温度帯に亘って強力に推進します。また、小麦粉を始めとする様々な調達コストに見合った価格改定に取り組むとともに、昨年11月の新設大型パスタラインの稼働に引き続き本年11月には平成21年稼働予定でプレミックスラインの増設を決定するなど、今後も生産性の飛躍的な向上によるコスト競争力の強化に努めます。特に、チルド帯ビジネスにおいては、有機JAS認証野菜を使用した惣菜等メニュー開発や独自技術をベースにした製品を上市するなど、人員増強、マーケティング・品質管理費用等一層の経営資源投入を行い、販売、開発、生産等全分野についてオペレーション改革を進めてまいります。

さらに、健康志向の高まりと高齢化の進展により、今後市場成長が見込まれる健康・バイオ事業を、製粉、加工食品事業と並ぶ当社グループのコア事業として育て上げるべく注力してまいります。酵母・バイオ事業を担うオリエンタル酵母工業㈱につきましては、今後とも無限の可能性を秘めた「酵母」を事業の原点として“技術立社”を目指し、人々の生命と健康を支える新たな製品・技術開発に挑戦いたします。特に当社グループのバイオ研究戦略につきましては、同社が中核となって様々な分野での成果を実現いたします。健康食品事業を展開する日清ファルマ㈱におきましては、市場環境を踏まえた製造、販売体制の見直しを進めるとともに、科学的根拠を重視した特長ある健康食品メーカーとして、新素材の探究、新製品開発に注力し、消費者向け製品の認知度の向上のため新たなチャネル開拓を図ってまいります。なお、当社グループは事業ポートフォリオの見直しにより、選択し集中すべき事業領域を明確にすることで、グループの成長を目指しております。その一環として持分法適用会社で医薬品事業を担っております日清キョーリン製薬㈱を平成20年10月に合弁パートナーである杏林製薬㈱と合併することとしております。

また、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス事業などその他事業につきましては、各業界において存在感のある事業群として、自力発展あるいはグループ内外における連合を通じて成長を図っていきます。

(2) 国際化戦略

グローバルな展開につきましては、点から線、線から面への広がりスピードを速めていくために、日本を北米西海岸、東南アジア、中国と並ぶ4拠点の1つと位置付け、その機能分担、相乗効果を考慮しつつ、グループを挙げて環太平洋戦略を推進していきます。また、海外事業拡大のスピードアップを図るため、北米西海岸、東南アジア、中国の3極に持株会社である当社直轄の現地スタッフを配置しており、国内スタッフと現地スタッフの連携により、製粉、加工食品など当社グループの強みを生かした次なる投資機会の検討を進めております。

(3) 研究開発戦略、コスト戦略

当社グループは既存事業にプラスする次世代新製品・新ビジネスモデルの創出に取り組んでおります。新製品開発につきましては、新規性、独自性がありお客様から支持を得られる高い付加価値を持った次世代新製品を継続的に開発してまいります。そのために、産官学連携を一層推進し、重点研究分野における先端技術を活用することにより、事業化に結びつけてまいります。本年度におきましても製粉事業で新たな需要開拓を目指して業務用小麦粉5種類を発売したのを始め、加工食品事業においても独自の新技术や新たな発想に着目した新製品上市を加速させており、今後の業績への貢献が期待されております。

また、すべての事業領域において新たな視点で仕組みを見直し、トータルローコストの実現を目指すとともに、増嵩する種々のコストに対応した適正な利益確保に向けた取組みを進めてまいります。

(4) 麦政策の改革に向けた取組み

WTO農業交渉や各国との自由貿易協定（FTA）・経済連携協定（EPA）の進展は当初の想定と比べてやや遅れているものの、その決着内容によっては当社グループの製粉、加工食品事業を始めとする小麦粉関連業界に大きな影響が及ぶことが想定されます。また国内の麦政策におきましても、本年4月に施行されました改正食糧法に基づく政府売渡価格変動制度の導入は、それまで国際的な相場変動の動きに影響を受けにくかった製粉業界にとっては大きな変革となります。この仕組みにより政府の輸入小麦売渡価格の算定については、過去の一定期間における政府買入価格の平均値に年間固定の一定額のマークアップ（輸入麦売買差益）を上乗せした価格で売り渡される

こととなりました。この価格改定により本年4月に政府売渡価格が平均で1.3%引上げされたのに続き、本年10月からは10%の大幅な引上げが実施されました。当社グループとしては、小麦価格の改定を確実に小麦粉価格に反映させるように、二次加工メーカーの皆様には制度の仕組みをご説明申し上げ、ご理解いただくように努めております。また、製粉業界の国際競争力の基盤強化を目指して、政府（農林水産省）に小麦売渡価格に含まれているマークアップの継続的な引下げを働きかけてまいります。同時に、従来以上にスピードを上げて構造改善や国際化に取り組む等グローバル競争に耐え得る強固な企業体質を構築いたします。

(5) 企業の社会的責任への取り組み

これらの経営戦略を着実に推進する一方、当社グループは社会にとって真に必要な企業グループであり続けるべく、従来から、グループ全体の各ステークホルダーに対する基本姿勢、具体的活動の検討及び推進を目的に社会委員会を設置し、企業活動全般において企業の社会的責任（CSR）を果たしてまいりました。すなわち、当社及びグループ各社は適法適切な事業活動を推進するためコンプライアンスの徹底に注力するとともに、品質管理体制を強化し、トレーサビリティの確保と消費者の視点からの品質保証体制の確立を図り、併せて廃棄物の削減やCO₂排出量の削減等、環境保全活動を推進しております。このために国際的なマネジメント規格の取得にも積極的に取り組んでおります。昨今、食の安全を揺るがす様々な事例が起きておりますが、当社グループでは原料調達から製造、販売までのすべての過程において高品質で安全な製品をお届けするために様々な取り組みを実践し、そのために必要とされる経費投入を継続しております。また、地球温暖化の防止に向けて当社としても積極的な取り組みが不可欠であるとの考えから、CO₂排出量を「京都議定書目標達成計画」に沿い、平成22年度までに平成2年度比で8.6%削減する自主目標を設定し、その達成に向けて努力しております。当社グループの環境保全活動は経営の最重要課題の1つと明確に位置付け、グループ全社に徹底しているなどその運営体制や継続的な取り組み、向上を実現している点が各種調査等における高い評価につながっております。

また、会社法、金融商品取引法の成立により各企業に対して内部統制制度の確立が要請される動きの中で、当社グループの内部統制制度を一層強固なものとするため、当社グループでは一昨年9月より持株会社である当社に専任組織（内部統制部）を設置し、その整備・運用状況の検証、強化、見直し等、制度の再構築を行い、金融商品取引法による内部統制システムの開始時期よりも1年前倒しでの評価の取り組みを開始いたしました。さらに、当社グループは広く社会貢献活動に取り組んでおりますが、とりわけ食品企業として世界の食糧問題にかかわる社会的責任を果たしていくために、世界の飢餓と貧困の撲滅に取り組んでいるWFP（国連世界食糧計画）の活動に賛同し、当社内にWFP推進組織事務局を設けて、積極的に支援活動を行っております。

当社はこのような企業の社会的責任への取り組みにおいて、外部の評価機関、報道機関等からも高い評価を受けておりますが、今後とも継続してその責任を果たしてまいります。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、「食」にかかわる企業として、安全安心な食を提供し続けていくことが当社グループの責務であるとともに企業価値の源泉であると考えております。企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるためには、製品の高い安全性と品質の保証、その安定的な供給が必要不可欠です。これらの理解に欠ける者が、当社株式を買い集め、短期的な経済的効率性のみを重視して生産コストや研究開発コストにつき過度の削減を行うなど中長期的視点からの継続的・計画的な経営方針に反する行為を行うことは、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものも存在します。

こうしたことに対処するためには、当社株式の買収者が意図する経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に与える影響、食の安全をはじめとした社会的責任に対する考え方等について、事前の十分な情報開示がなされ、かつ相応の検討期間、交渉力等が確保される必要があると考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

純粋持株会社である当社は、当社グループの経営戦略の立案、効率的な経営資源の配分、事業活動の監査・監督の役割を担い、各事業会社はそれぞれのマーケットに最適化することで、製品の高い安全性と品質の保証及びその安定的な供給を確保し、相互に企業価値を高め合いグループ全体の企業価値を向上させております。

この体制のもと当社グループは、製品の安全性及び品質を支える生産技術・開発力・分析力等の高い技術力の維持・向上を目指し、長期的な視点に立った継続的・計画的な設備投資を実施するとともに、一層の専門性の確保・向上のための従業員の育成、品質及び設備に関する継続的な監査・指導システムの導入、内部統制、コンプライアンス体制の構築と継続的な徹底などに注力しており、また、取引先、地域社会を含めた各利害関係者との信頼関係の構築と維持にも努めております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するための方策として、平成18年6月28日開催の第162回定時株主総会においてご承認いただいた定款第50条及び「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当等承認の件」の内容に従い、新株予約権の無償割当てを活用した方策(「本プラン」)を導入しております。本プランの概要は以下の通りです。

- 1) 取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、買収提案を予め書面により当社に提出し、当該買収提案について本新株予約権(下記6))の無償割当等を行わない旨の取締役会決議(「確認決議」)を求めるよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち、買収提案を提出して確認決議を求めるものとします。

「特定買収行為」とは、i)株券等保有割合が20%以上となる当社の株券等の買付行為(これに準ずる行為として取締役会で定めるものを含みます。)又はii)買付け後の株券等所有割合が20%以上となる当社の株券等の公開買付けの開始行為のいずれかに該当する行為をいいます。「買収提案」とは、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定根拠、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与える影響その他下記4)ア)ないしキ)記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求めるものが記載されたものをいいます。

- 2) 取締役会は、買収提案を受領した場合、当該買収提案を当社の社外役員のみから構成される企業価値委員会に速やかに付議します。
- 3) 企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきであることを勧告する決議(「勧告決議」)を行うかどうかを審議します。勧告決議は全委員の過半数の賛成により行われ、当該決議結果は開示されます。企業価値委員会の検討・審議期間は、買収提案受領後60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日)を目安とし、合理的理由によりこれらの期間が延びる場合には当該理由の開示がなされるものとします。
- 4) 企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適用ものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、以下に掲げる事項が全て充たされていると認められる買収提案については、企業価値委員会は勧告決議を行わなければならないものとします。

ア) 下記のいずれの類型にも該当しないこと

- (a) 株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
- (b) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の利益を実現する経営を行う行為
- (c) 当社の資産を買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- (d) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開、商品開発等に必要な資産や資金を減少させるなど、当社の継続的発展を犠牲にして一時的な高いリターンを得ようとする行為
- (e) その他、当社の株主、取引先、顧客、従業員等を含む当社の利害関係者の利益を不当に害することで買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者が利益をあげる態様の行為

イ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること

ウ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと

エ) 当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手續に即した真摯な対応がなされていること

オ) 当該買収提案を当社が検討(代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。)するための期間(買収提案の受領日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は当該日数。))が確保されていること

カ) 当社の本源的価値に照らして不十分又は不適切であると認められる条件による提案ではないこと

キ) その他企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適用のものであると合理的に認められること

- 5) 取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとします。

- 6) 特定買収者(特定買収行為を行った者で特定買収行為を行った時点までに確認決議を得なかった者をいいます。)が出現した場合、取締役会は、特定買収者が出現した旨のほか、本新株予約権の無償割当基準日、無償割当効力発生日その他新株予約権の無償割当てに関する必要事項を決定する決議を行い、本新株予約権の無償割当てを実行します。「本新株予約権」とは、特定買収者等(特定買収者及びその関係者をいいます。)の行使に制約が付された新株予約権をいいます。
- 無償割当基準日の前で取締役会が別途定める日(但し、無償割当基準日の3営業日前の日以降の日を定めることは予定されておりません。)までに、特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合等には、取締役会は本新株予約権の無償割当ての効力を生じさせることができます。
- 7) 本新株予約権の無償割当てを行う場合、無償割当基準日における全普通株主(但し、当社を除く。)に対し、その所有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとし、本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、2株以下で取締役会が別途定める数となります。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、1円に各本新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。
- 8) 本新株予約権には、未行使の本新株予約権の全部を当社が取得することができる旨の取得条項が付されます。取得の対価は、特定買収者等に該当しない者が保有する本新株予約権については、当該本新株予約権の数に本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式、それ以外の本新株予約権については取得に係る本新株予約権と同数の譲渡制限付新株予約権(特定買収者等の行使に制約が付されたもの)となります。

④ 取締役会の判断及びその判断に係る理由

本プランは上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されております。本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

- 1) 本プランは、当社定款第50条の規定に則り、平成18年6月28日開催の第162回定時株主総会において株主の皆様への事前承認を受けております。
- 2) 当社取締役の任期は1年であり、任期期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりませんので、1回の株主総会普通決議における取締役の選解任を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能です。
- 3) 本プランにおける判断の中立性を担保するため、当社社外役員のみから構成される企業価値委員会が、当社の役員としての会社に対する法的義務を背景に、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適用のあるかどうかの観点から、買収提案について検討・審議いたします。また、企業価値委員会から取締役会に対し勧告決議がなされた場合、取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い確認決議を行わなければならないこととされております。
- 4) 上記③4)ア)ないしキ)記載の事項が全て充たされていると認められる買収提案については、企業価値委員会は勧告決議を行わなければならないものとされており、客観性を高めるための仕組みが採られております。
- 5) 本プランは、株主総会の承認決議の範囲内で、取締役会決議により毎年見直すことを基本としており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっております。
- 6) 株主総会の承認決議の有効期間を、第162回定時株主総会から3年に設定しております。3年が経過した時点で、取締役会は、附帯条件の見直し等を含め、改めて株主総会の承認をお願いし、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。
- 7) 本プランは、経済産業省及び法務省が定めた平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件(新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために充たすべき要件)、合理性の要件(株主や投資家など関係者の理解を得るための要件)を全て充たしております。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

当社グループ（当社及び連結子会社）では、当社の組織として主に基盤技術を研究開発する基礎研究所、及び主に各事業に導入する生産技術の開発とナノテクノロジー技術の開発を担う生産技術研究所を設置するほか、連結子会社である日清製粉㈱（製粉事業）、日清フーズ㈱、オリエンタル酵母工業㈱、日清ファルマ㈱、マ・マーマカロニ㈱及び大山ハム㈱（以上食品事業）、日清ペットフード㈱、日清エンジニアリング㈱、NBC㈱（以上その他事業）にそれぞれ研究開発組織を配置し、各事業領域に特化した研究開発を行っております。

また、医薬分野においては杏林製薬㈱と共同開発を推進しております。

これらの研究開発組織においては、新製品候補の探索や新技術の確立を目的とした基礎研究を行う一方、マーケットのニーズ・ウォンツに適合した新製品や調理加工技術の開発、既存製品の改良、生産システムの自動化、粉粒体関連技術の開発・応用など、幅広い研究開発活動を行っております。いずれも研究領域における専門性を高め最新技術を導入するため内外の研究機関などと積極的に連携を深め、研究開発の効率化と成果の事業化を強力に推進しております。

当中間連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費は、2,589百万円であります。

なお、研究開発費には、特定のセグメントに関連付けられない研究費用390百万円が含まれております。

当中間連結会計期間の研究開発の概要と主な成果は次のとおりであります。

(1) 製粉事業

日清製粉㈱商品開発センター、つくば穀物科学研究所が中心となり、当社の基礎研究所、生産技術研究所と連携して、新しい小麦粉加工技術、小麦・小麦粉を対象とした穀物科学と穀粉加工技術及び環境バイオ技術の研究開発などを行っております。主な成果としては、小麦粉「和華」・「デュエリオ」・「ミモザ」や粒度が細かく食べ口が良く風味が豊かな全粒粉「スーパーファイン・ハード」・「スーパーファイン・ソフト」等特徴のある業務用小麦粉の開発などがあげられます。当事業に係る研究開発費は297百万円であります。

(2) 食品事業

日清フーズ㈱の食品研究所が中心となり、当社の基礎研究所、生産技術研究所と連携して、各種プレミックス・乾麺・パスタ・レトルト食品・冷凍食品・惣菜等の全温度帯商品群の研究開発を行っております。主な成果としては、小麦本来の栄養や風味を活かした小麦全粒粉を使用した常温商品「ナチュラート 毎日使いたい おいしい小麦全粒粉 パン・ピッツァ用」等と冷凍食品「ナチュラート 毎朝食べたい おいしい全粒粉ホットケーキ」、及び食の安心・安全を追求した「W加熱製法」による惣菜商品の開発などがあげられます。またオリエンタル酵母工業㈱は東京食品研究所他でパン酵母等の食品部門の研究開発を行い、長浜生物科学研究所他でバイオ部門の研究開発を行っております。日清ファルマ㈱健康科学研究所では、各種健康食品及び素材の開発等を行い、カルシウムを効率的に摂取できる特定保健用食品「オリゴでカルシウム」及び血圧が高めの方に適した特定保健用食品「サーデンプペチド ドリンク」を開発いたしました。

なお、当社・オリエンタル酵母工業㈱・日清ファルマ㈱が共同研究を行うなどグループ内のバイオ関連の連携を強化しております。当事業に係る研究開発費は1,645百万円であります。

(3) その他事業

日清ペットフード㈱では、那須研究所において嗜好性が高く健康に配慮したペットフードの研究開発を行っております。主な成果としては北海道産や九州産の具材にこだわったキャットフード「キャラット・懷石 2 d i s h 産地限定具材」の開発などがあります。日清エンジニアリング㈱では、各種粉体の粉碎、分級などの機器を上福岡事業所が当社の生産技術研究所と連携して研究開発しており、主な成果としては低密度粉体や付着性粉体で優れた分級精度をもつ巡回気流式分級機の開発などがあげられます。またNBC㈱では、スクリーン印刷用・産業用資材の両分野において新製品及び新素材の研究開発を行っております。当事業に係る研究開発費は255百万円であります。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	932,856,000
計	932,856,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数（株） （平成19年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成19年12月14日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	256,535,448	256,535,448	東京証券取引所 （市場第一部） 大阪証券取引所 （市場第一部）	株主としての 権利内容に制 限のない、標 準となる株式
計	256,535,448	256,535,448	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

- ① 当社は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、以下の新株予約権を発行しております。

＜平成14年7月23日発行の新株予約権＞

株主総会の特別決議日（平成14年6月26日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年11月30日）
新株予約権の数（個）	15（注）1	15（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 （個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	16,500（注）4	16,500（注）4
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 885,500円 （注）2 （注）4	同左
新株予約権の行使期間	平成16年7月16日～ 平成21年7月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 805円 1株当たり資本組入額 403円 （注）4	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,100株であります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行った場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が存続会社若しくは新設会社において承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとする。

- 3① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は平成18年7月15日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、2次相続は認めない。
 - ③ 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
 - ④ 新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない理由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。
 - ⑤ その他の条件については、平成14年6月26日開催の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
- 4 平成17年11月18日付の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<平成15年7月23日発行の新株予約権>

株主総会の特別決議日（平成15年6月26日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年11月30日）
新株予約権の数（個）	73（注） 1	63（注） 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 （個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	80,300（注） 4	69,300（注） 4
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 892,100円（注） 2 （注） 4	同左
新株予約権の行使期間	平成17年7月16日～ 平成22年7月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 811円 1株当たり資本組入額 406円 （注） 4	同左
新株予約権の行使の条件	（注） 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,100株であります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行った場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が存続会社若しくは新設会社において承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとする。

- 3① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は平成19年7月15日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、2次相続は認めない。

- ③ 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
 - ④ 新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない理由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。
 - ⑤ その他の条件については、平成15年6月26日開催の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
- 4 平成17年11月18日付の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<平成16年 7 月26日発行の新株予約権>

株主総会の特別決議日（平成16年 6 月25日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年 9 月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年11月30日）
新株予約権の数（個）	162（注） 1	162（注） 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 （個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	178, 200（注） 4	178, 200（注） 4
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1 個当たり 1, 098, 900円（注） 2 （注） 4	同左
新株予約権の行使期間	平成18年 7 月17日～ 平成23年 7 月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1 株当たり発行価格 999円 1 株当たり資本組入額 500円 （注） 4	同左
新株予約権の行使の条件	（注） 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1, 100株であります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行った場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が存続会社若しくは新設会社において承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとする。

- 3 ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から 2 年を経過した日又は平成20年 7 月16日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、2 次相続は認めない。

- ③ 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
 - ④ 新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない理由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。
 - ⑤ その他の条件については、平成16年6月25日開催の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
- 4 平成17年11月18日付の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<平成17年8月17日発行の新株予約権>

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年11月30日）
新株予約権の数（個）	228（注）1	228（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 （個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	250,800（注）4	250,800（注）4
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,193,500円（注）2 （注）4	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月21日～ 平成24年7月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,085円 1株当たり資本組入額 543円 （注）4	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,100株であります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行った場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が存続会社若しくは新設会社において承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとする。

- 3① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は平成21年7月20日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、2次相続は認めない。

- ③ 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
 - ④ 新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない理由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。
 - ⑤ その他の条件については、平成17年6月28日開催の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
- 4 平成17年11月18日付の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 当社は、会社法に基づき以下の新株予約権を発行しております。

＜平成19年8月13日発行の新株予約権＞

取締役に対して会社法第361条に基づく報酬として発行している新株予約権

株主総会の普通決議日（平成19年6月27日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年11月30日）
新株予約権の数（個）	89（注）1	89（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 （個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	89,000	89,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,197,000円（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月27日～ 平成26年7月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,197円 1株当たり資本組入額 599円	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

- 2 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 3① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

- ③ 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
 - ④ 新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。
 - ⑤ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
- 4 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
- ① 合併（当社が消滅する場合に限る）
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - ② 吸収分割
当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
 - ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④ 株式交換
当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

当社執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行している新株予約権

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年11月30日）
新株予約権の数（個）	161（注） 1	161（注） 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	161,000	161,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,197,000円（注） 2	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月27日～ 平成26年7月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,197円 1株当たり資本組入額 599円	同左
新株予約権の行使の条件	（注） 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注） 4	同左

（注） 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

- 2 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 3 ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

- ③ 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
 - ④ 新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。
 - ⑤ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
- 4 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
- ① 合併（当社が消滅する場合に限る）
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - ② 吸収分割
当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
 - ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④ 株式交換
当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年9月30日	—	256,535	—	17,117	—	9,500

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	16,022	6.24
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	14,040	5.47
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	12,205	4.75
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	10,488	4.08
株式会社みずほコーポレート 銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	9,943	3.87
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	6,982	2.72
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号	5,804	2.26
丸紅株式会社	東京都千代田区大手町一丁目4番2号	5,193	2.02
住友商事株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,034	1.96
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	4,616	1.79
計	—	90,331	35.21

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己株式） 普通株式 3,116,000	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
	（相互保有株式） 普通株式 326,500	—	同上
完全議決権株式（その他）	普通株式 251,032,000	502,064	同上
単元未満株式	普通株式 2,060,948	—	同上
発行済株式総数	256,535,448	—	—
総株主の議決権	—	502,064	—

（注）1 「完全議決権株式（その他）」及び「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ5,000株及び7株含まれており、「議決権の数」には、証券保管振替機構名義の完全議決権株式に係る議決権が10個含まれております。

2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式及び相互保有株式が次のとおり含まれております。なお、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が288株自己株式に含まれております。

自己株式

株式会社日清製粉グループ本社 725株

相互保有株式

千葉共同サイロ株式会社 129株

株式会社若葉商会 306株

石川株式会社 241株

②【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
自己株式					
株式会社日清製粉 グループ本社	東京都千代田区神田錦町 一丁目25番地	3,116,000	—	3,116,000	1.21
相互保有株式					
石川株式会社	神戸市兵庫区島上町 一丁目2番10号	139,000	—	139,000	0.05
株式会社若葉商会	神戸市灘区摩耶埠頭2番8	103,000	—	103,000	0.04
千葉共同サイロ株式会社	千葉市美浜区新港16番地	79,000	—	79,000	0.03
日本ロジテム株式会社	東京都品川区荏原 一丁目19番17号	5,500	—	5,500	0.00
計	—	3,442,500	—	3,442,500	1.34

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,305	1,293	1,269	1,228	1,134	1,093
最低(円)	1,201	1,205	1,202	1,101	1,026	1,041

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における市場相場であります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、半期報告書提出日までの役員の異動はありません。なお、役職の異動は次のとおりであります。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
代表取締役 取締役社長	—	専務取締役	企画本部長	村 上 一 平	平成19年10月1日
専務取締役	—	常務取締役	—	中 村 隆 司	平成19年10月1日
取締役相談役	—	代表取締役 取締役社長	—	長谷川 浩 嗣	平成19年10月1日
取締役	企画本部長	取締役	企画本部 副本部長	南 里 幹 久	平成19年10月1日

第5【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第163期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、第164期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間連結財務諸表、及び第163期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間連結財務諸表、及び第164期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

		前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		43,086		38,277		45,649	
2 受取手形及び売掛金	(注 3, 5)	60,046		60,535		60,093	
3 有価証券		24,325		17,729		15,913	
4 たな卸資産	(注3)	38,600		46,493		44,647	
5 その他		11,972		11,257		12,560	
6 貸倒引当金		△246		△219		△214	
流動資産合計		177,785	44.2	174,074	43.0	178,649	43.7
II 固定資産							
(1) 有形固定資産	(注 1, 2)						
1 建物及び構築物	(注3)	44,194		44,426		44,224	
2 機械装置 及び運搬具	(注3)	33,359		33,794		33,596	
3 土地	(注3)	30,742		33,411		30,851	
4 その他		5,410		8,164		6,028	
有形固定資産合計		113,706	28.3	119,796	29.6	114,701	28.1
(2) 無形固定資産		7,334	1.8	5,573	1.4	6,527	1.6
(3) 投資その他の資産							
1 投資有価証券		97,234		99,711		103,612	
2 その他		6,125		5,469		5,234	
3 貸倒引当金		△295		△254		△287	
投資その他の資産 合計		103,064	25.7	104,927	26.0	108,559	26.6
固定資産合計		224,105	55.8	230,298	57.0	229,788	56.3
資産合計		401,891	100.0	404,372	100.0	408,437	100.0

		前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)			前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		構成比 (%)	金額 (百万円)		構成比 (%)	金額 (百万円)		構成比 (%)
(負債の部)										
I 流動負債										
1 支払手形及び買掛金	(注5)		27,284			29,187			28,439	
2 短期借入金	(注3)		7,517			4,026			7,491	
3 未払費用			13,598			13,138			12,910	
4 その他			20,495			18,933			18,463	
流動負債合計			68,896	17.2		65,285	16.2		67,304	16.5
II 固定負債										
1 長期借入金	(注3)		1,460			1,244			1,330	
2 繰延税金負債			20,398			19,980			22,270	
3 引当金										
退職給付引当金			11,205			8,331			9,863	
その他			1,125			1,145			1,191	
引当金合計			12,330			9,476			11,055	
4 その他			6,154			6,223			6,170	
固定負債合計			40,342	10.0		36,926	9.1		40,827	10.0
負債合計			109,239	27.2		102,211	25.3		108,131	26.5
(純資産の部)										
I 株主資本										
1 資本金			17,117	4.3		17,117	4.2		17,117	4.2
2 資本剰余金			9,477	2.4		9,779	2.4		9,779	2.4
3 利益剰余金			202,924	50.4		211,507	52.3		207,550	50.8
4 自己株式			△3,094	△0.8		△2,985	△0.7		△3,010	△0.7
株主資本合計			226,426	56.3		235,419	58.2		231,436	56.7
II 評価・換算差額等										
1 その他有価証券 評価差額金			38,362	9.6		35,382	8.7		39,102	9.6
2 繰延ヘッジ損益			83	0.0		△30	△0.0		41	0.0
3 為替換算調整勘定			△215	△0.1		1,120	0.3		394	0.1
評価・換算差額等合計			38,230	9.5		36,472	9.0		39,537	9.7
III 新株予約権			—	—		2	0.0		—	—
IV 少数株主持分			27,995	7.0		30,267	7.5		29,331	7.1
純資産合計			292,652	72.8		302,161	74.7		300,306	73.5
負債純資産合計			401,891	100.0		404,372	100.0		408,437	100.0

②【中間連結損益計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)			前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
I 売上高			207,802	100.0		210,851	100.0		418,190	100.0
II 売上原価			141,504	68.1		145,161	68.8		285,598	68.3
売上総利益			66,297	31.9		65,690	31.2		132,591	31.7
III 販売費及び一般管理費										
1 販売運賃		12,652			12,534			25,212		
2 販売奨励費		18,801			19,287			37,083		
3 給与		6,394			6,088			12,192		
4 その他		19,490	57,338	27.6	19,573	57,483	27.3	38,919	113,407	27.1
営業利益			8,958	4.3		8,207	3.9		19,184	4.6
IV 営業外収益										
1 受取利息		93			224			259		
2 受取配当金		658			666			1,150		
3 投資有価証券売却益		300			—			—		
4 持分法による 投資利益		707			964			1,574		
5 賃貸料収入		182			189			377		
6 その他		284	2,226	1.1	332	2,377	1.1	873	4,234	1.0
V 営業外費用										
1 支払利息		88			92			181		
2 固定資産除却損		27			—			60		
3 その他		144	260	0.1	156	248	0.1	361	603	0.1
経常利益			10,925	5.3		10,336	4.9		22,815	5.5
VI 特別利益										
1 固定資産売却益	(注1)	46			602			290		
2 投資有価証券売却益		—			—			2,047		
3 関係会社清算益		—			1,035			1,415		
4 貸倒引当金戻入益		22			—			—		
5 その他	(注2)	—	69	0.0	41	1,679	0.8	22	3,776	0.9
VII 特別損失										
1 固定資産除却損	(注3)	531			291			910		
2 コエンザイムQ ₁₀ 関連損失	(注4)	—			392			1,533		
3 その他	(注5)	—	531	0.3	41	724	0.3	103	2,547	0.6
税金等調整前 中間(当期)純利益			10,464	5.0		11,291	5.4		24,044	5.8
法人税、住民税 及び事業税	(注6)	4,090			4,083			7,875		
法人税等調整額		—	4,090	2.0	—	4,083	1.9	1,494	9,369	2.3
少数株主利益			975	0.4		969	0.5		2,371	0.6
中間(当期)純利益			5,398	2.6		6,237	3.0		12,303	2.9

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高（百万円）	17,117	9,483	200,487	△3,176	223,912
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当（注）			△2,785		△2,785
役員賞与（注）			△175		△175
中間純利益			5,398		5,398
自己株式の取得				△39	△39
自己株式の処分		△5		121	115
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）					
中間連結会計期間中の変動額合計 （百万円）	—	△5	2,437	82	2,513
平成18年9月30日残高（百万円）	17,117	9,477	202,924	△3,094	226,426

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高（百万円）	40,835	—	△212	40,622	27,498	292,033
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当（注）						△2,785
役員賞与（注）						△175
中間純利益						5,398
自己株式の取得						△39
自己株式の処分						115
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）	△2,473	83	△2	△2,392	497	△1,895
中間連結会計期間中の変動額合計 （百万円）	△2,473	83	△2	△2,392	497	618
平成18年9月30日残高（百万円）	38,362	83	△215	38,230	27,995	292,652

（注） 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間（自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年 3 月31日残高（百万円）	17,117	9,779	207,550	△3,010	231,436
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△2,280		△2,280
中間純利益			6,237		6,237
自己株式の取得				△47	△47
自己株式の処分		△0		73	73
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）					
中間連結会計期間中の変動額合計 （百万円）	－	△0	3,957	25	3,982
平成19年 9 月30日残高（百万円）	17,117	9,779	211,507	△2,985	235,419

	評価・換算差額等				新株予約権	少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成19年 3 月31日残高（百万円）	39,102	41	394	39,537	－	29,331	300,306
中間連結会計期間中の変動額							
剰余金の配当							△2,280
中間純利益							6,237
自己株式の取得							△47
自己株式の処分							73
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）	△3,719	△71	726	△3,065	2	935	△2,127
中間連結会計期間中の変動額合計 （百万円）	△3,719	△71	726	△3,065	2	935	1,855
平成19年 9 月30日残高（百万円）	35,382	△30	1,120	36,472	2	30,267	302,161

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高（百万円）	17,117	9,483	200,487	△3,176	223,912
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当（注）			△2,785		△2,785
剰余金の配当（中間配当）			△2,279		△2,279
役員賞与（注）			△175		△175
当期純利益			12,303		12,303
自己株式の取得				△86	△86
自己株式の処分		296		251	547
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計（百万円）	－	296	7,062	165	7,524
平成19年3月31日残高（百万円）	17,117	9,779	207,550	△3,010	231,436

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高（百万円）	40,835	－	△212	40,622	27,498	292,033
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当（注）						△2,785
剰余金の配当（中間配当）						△2,279
役員賞与（注）						△175
当期純利益						12,303
自己株式の取得						△86
自己株式の処分						547
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△1,732	41	606	△1,084	1,833	748
連結会計年度中の変動額合計（百万円）	△1,732	41	606	△1,084	1,833	8,272
平成19年3月31日残高（百万円）	39,102	41	394	39,537	29,331	300,306

（注） 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
1 税金等調整前中間（当期）純利益		10,464	11,291	24,044
2 減価償却費		6,038	6,520	12,565
3 退職給付引当金の減少額		△1,410	△1,537	△2,756
4 受取利息及び受取配当金		△751	△891	△1,409
5 支払利息		88	92	181
6 持分法による投資利益		△707	△964	△1,574
7 投資有価証券売却損益（益：△）		△300	0	△2,348
8 売上債権の増減額（増加：△）		△2,341	△270	△2,256
9 たな卸資産の増減額（増加：△）		1,041	△1,541	△4,782
10 仕入債務の増減額（減少：△）		1,313	596	2,490
11 その他		2,894	△874	456
小計		16,330	12,421	24,612
12 利息及び配当金の受取額		1,335	1,358	2,753
13 利息の支払額		△77	△85	△173
14 法人税等の支払額		△5,083	△2,867	△9,723
営業活動によるキャッシュ・フロー		12,505	10,827	17,469
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
1 定期預金の預入れによる支出		△10,355	△8,901	△12,173
2 定期預金の払戻しによる収入		9,317	5,204	19,326
3 有価証券の取得による支出		△7,914	△10,756	△12,141
4 有価証券の売却による収入		5,400	8,901	13,500
5 有無形固定資産の取得による支出		△8,097	△10,131	△14,096
6 有無形固定資産の売却による収入		150	554	298
7 投資有価証券の取得による支出		△29	△3,060	△5,813
8 投資有価証券の売却による収入		342	1,033	1,990
9 長期貸付けによる支出		△2	0	△2
10 長期貸付金の回収による収入		24	4	35
11 その他		77	1,052	2,114
投資活動によるキャッシュ・フロー		△11,086	△16,099	△6,961
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
1 短期借入れによる収入		145	—	239
2 短期借入金の返済による支出		△521	△3,619	△779
3 長期借入金の返済による支出		—	—	△5
4 自己株式の売却による収入		115	73	1,259
5 自己株式の取得による支出		△39	△47	△86
6 配当金の支払額		△2,785	△2,280	△5,065
7 その他		△474	△363	△787
財務活動によるキャッシュ・フロー		△3,561	△6,238	△5,225
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		62	365	366
V 現金及び現金同等物の増減額（減少：△）		△2,080	△11,144	5,648
VI 現金及び現金同等物の期首残高		42,803	48,452	42,803
VII 現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高		40,722	37,307	48,452

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社……39社 ・主要会社名： 日清製粉㈱、日清フーズ㈱、マ・マー マカロニ㈱、イニシオフーズ㈱、オリ エンタル酵母工業㈱、日清ファルマ ㈱、日清ペットフード㈱、日清エンジ ニアリング㈱、NBC㈱ ・子会社のうち㈱日清経営技術センター 他8社は連結の範囲に含まれておりま せん。これらの非連結子会社は総資 産、売上高、中間純損益及び利益剰余 金等の観点からみて、いずれもそれぞ れ小規模であり、全体としても中間連 結財務諸表に重要な影響を及ぼしてお りません。 (2) 連結の範囲の異動状況 ―――	1 連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社……37社 ・主要会社名： 日清製粉㈱、日清フーズ㈱、マ・マー マカロニ㈱、イニシオフーズ㈱、オリ エンタル酵母工業㈱、日清ファルマ ㈱、日清ペットフード㈱、日清エンジ ニアリング㈱、NBC㈱ ・子会社のうち㈱日清経営技術センター 他7社は連結の範囲に含まれておりま せん。これらの非連結子会社は総資 産、売上高、中間純損益及び利益剰余 金等の観点からみて、いずれもそれぞ れ小規模であり、全体としても中間連 結財務諸表に重要な影響を及ぼしてお りません。 (2) 連結の範囲の異動状況 (除外) 1社 ・前連結会計年度まで連結子会社であ った青島日清製粉食品有限公司は、 平成19年6月に新日清製粉食品(青 島)有限公司が吸収合併いたしまし た。なお、合併前の青島日清製粉食 品有限公司の損益計算書、株主資本 等変動計算書及びキャッシュ・フロ ー計算書については連結しておりま す。 2 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用会社……10社 (非連結子会社1社、関連会社9社) ・主要会社名： 日清丸紅飼料㈱、日本ロジテム㈱ ・持分法を適用していない非連結子会 社8社及び関連会社6社は、それぞ れ中間連結純損益及び連結利益剰余 金等に及ぼす影響が軽微であり、か つ全体としても重要性がありませ ん。 (2) 持分法適用会社のうち、中間決算日が 中間連結決算日と異なる会社につい ては、各社の中間会計期間に係る中間財務 諸表を使用しております。 3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 中間決算日が中間連結決算日と異なる連 結子会社は次のとおりであります。いずれ の会社も中間連結決算日との差は3ヶ月以 内であるため、当該連結子会社の中間決算 日現在の中間財務諸表を使用しておりま す。但し、中間連結決算日との間に生じた 重要な取引については、連結上必要な調整 を行っております。	1 連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社……38社 ・主要会社名： 日清製粉㈱、日清フーズ㈱、マ・マー マカロニ㈱、イニシオフーズ㈱、オリ エンタル酵母工業㈱、日清ファルマ ㈱、日清ペットフード㈱、日清エンジ ニアリング㈱、NBC㈱ ・子会社のうち㈱日清経営技術センター 他7社は連結の範囲に含まれておりま せん。これらの非連結子会社は総資 産、売上高、当期純損益及び利益剰余 金等の観点からみて、いずれもそれぞ れ小規模であり、全体としても連結財 務諸表に重要な影響を及ぼしておりま せん。 (2) 連結の範囲の異動状況 (除外) 1社 ・前連結会計年度まで連結子会社であ った日清アイエスエル㈱は、平成18 年10月に日清アソシエイツ㈱が吸収 合併いたしました。なお、合併前の 日清アイエスエル㈱の損益計算書、 株主資本等変動計算書及びキャッシ ュ・フロー計算書については連結し ております。 2 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用会社……10社 (非連結子会社1社、関連会社9社) ・主要会社名： 日清丸紅飼料㈱、日本ロジテム㈱ ・持分法を適用していない非連結子会 社7社及び関連会社6社は、それぞ れ連結純損益及び連結利益剰余金等 に及ぼす影響が軽微であり、かつ全 体としても重要性がありません。 (2) 持分法適用会社のうち、決算日が連結 決算日と異なる会社については、各社の 事業年度に係る財務諸表を使用しており ます。 3 連結子会社の事業年度等に関する事項 決算日が連結決算日と異なる連結子会社 は次のとおりであります。いずれの会社も 連結決算日との差は3ヶ月以内であるた め、当該連結子会社の決算日現在の財務諸 表を使用しております。但し、連結決算日 との間に生じた重要な取引については、連 結上必要な調整を行っております。
会社名 ロジャーズ・フーズ㈱ タイ日清製粉㈱ 他11社	会社名 ロジャーズ・フーズ㈱ タイ日清製粉㈱ 他10社	会社名 ロジャーズ・フーズ㈱ タイ日清製粉㈱ 他11社
中間決算日 7月31日 6月30日	中間決算日 7月31日 6月30日	決算日 1月31日 12月31日

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 満期保有目的債券 …償却原価法 その他有価証券 時価のあるもの …中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの …移動平均法による原価法 ② デリバティブ…時価法 ③ たな卸資産 製品…小麦粉、ふすまについては売価還元法による低価法、その他の製品については主として総平均法による低価法 原料…主として移動平均法による原価法 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 当社及び国内連結子会社は主として定率法によっております。 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。 在外連結子会社は主として定額法によっております。	4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 満期保有目的債券 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 ② デリバティブ…同左 ③ たな卸資産 製品…同左 原料…同左 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 当社及び国内連結子会社は主として定率法によっております。 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。 在外連結子会社は主として定額法によっております。 (会計方針の変更) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間から、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 この結果、従来の方法に比べ、営業利益、経常利益、及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ49百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。 (追加情報) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度から、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却しております。 この結果、従来の方法に比べ、営業利益、経常利益、及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ345百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。	4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 満期保有目的債券 同左 その他有価証券 時価のあるもの …期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 同左 ② デリバティブ…同左 ③ たな卸資産 製品…同左 原料…同左 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 当社及び国内連結子会社は主として定率法によっております。 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。 在外連結子会社は主として定額法によっております。

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
② 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 (3) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 当社及び国内連結子会社は、金銭債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は、主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。 ② 退職給付引当金 当社及び国内連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数による定額法により按分した額を費用処理することとしております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数による定額法により按分した額を主としてそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。 ③ 役員退職慰労引当金 国内連結子会社のうち8社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。 (4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	② 無形固定資産 同左 (3) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 同左 ② 退職給付引当金 同左 ③ 役員退職慰労引当金 国内連結子会社のうち7社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。 (4) 重要なリース取引の処理方法 同左	② 無形固定資産 同左 (3) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 同左 ② 退職給付引当金 当社及び国内連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数による定額法により按分した額を費用処理することとしております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数による定額法により按分した額を主としてそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。 ③ 役員退職慰労引当金 国内連結子会社のうち8社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 (4) 重要なリース取引の処理方法 同左

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(5) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計は、繰延ヘッジ処理によっております。但し、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。 ② ヘッジ手段 …デリバティブ取引（為替予約取引及び通貨コールオプションの買建取引） ヘッジ対象 …外貨建予定取引 ③ ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的でのみヘッジ手段を利用する方針であります。 ④ ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動を完全に相殺するものと想定することができると、高い有効性があるとみなしております。 (6) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	(5) 重要なヘッジ会計の方法 同左 (6) 消費税等の会計処理 同左 5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左	(5) 重要なヘッジ会計の方法 同左 (6) 消費税等の会計処理 同左 5 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

会計方針の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(役員賞与に関する会計基準) 当中間連結会計期間から、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。これにより、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、それぞれ101百万円減少しております。 (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間連結会計期間から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の「資本の部」の合計に相当する金額は264,573百万円であります。 なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の「純資産の部」については、中間連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。	—————	(役員賞与に関する会計基準) 当連結会計年度から、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。これにより、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ172百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。 (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当連結会計年度から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の「資本の部」の合計に相当する金額は270,933百万円であります。 なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の「純資産の部」については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。 (企業結合に係る会計基準等) 当連結会計年度から、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第7号 平成17年12月27日)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日)を適用しております。なお、これによる影響はありません。 また、連結財務諸表規則の改正に伴い、「連結調整勘定」は当連結会計年度から「負ののれん」として表示しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																																													
1 有形固定資産減価償却累計額 195,649百万円 2 国庫補助金の交付により取得した有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳累計額 264百万円 3 担保資産 建物帳簿価額1,378百万円、機械装置等帳簿価額795百万円及び土地帳簿価額92百万円を短期借入金422百万円及び長期借入金708百万円の担保に供しております。 4 保証債務 <table border="1"> <thead> <tr> <th>相手先</th><th>摘要</th><th>金額 (百万円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(従業員住宅ローン)</td><td>金融機関借入金</td><td>383</td></tr> <tr> <td>(関係会社) 阪神サイロ(株)</td><td>金融機関借入金</td><td>260</td></tr> <tr> <td>(取引先関係) 日本バイオ(株)</td><td>金融機関借入金</td><td>311</td></tr> <tr> <td>計</td><td></td><td>955</td></tr> </tbody> </table> 5 中間連結会計期間末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理をしております。したがって、当中間連結会計期間末日は、金融機関の休日であったため中間連結会計期間末日満期手形が以下の科目に含まれております。 受取手形 656百万円 支払手形 19百万円	相手先	摘要	金額 (百万円)	(従業員住宅ローン)	金融機関借入金	383	(関係会社) 阪神サイロ(株)	金融機関借入金	260	(取引先関係) 日本バイオ(株)	金融機関借入金	311	計		955	1 有形固定資産減価償却累計額 203,816百万円 2 国庫補助金の交付により取得した有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳累計額 264百万円 3 担保資産 建物帳簿価額1,437百万円、機械装置等帳簿価額746百万円、土地帳簿価額92百万円及びその他150百万円を短期借入金503百万円及び長期借入金556百万円の担保に供しております。 4 保証債務 <table border="1"> <thead> <tr> <th>相手先</th><th>摘要</th><th>金額 (百万円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(従業員住宅ローン)</td><td>金融機関借入金</td><td>296</td></tr> <tr> <td>(関係会社) 阪神サイロ(株)</td><td>金融機関借入金</td><td>542</td></tr> <tr> <td>(取引先関係) 日本バイオ(株)</td><td>金融機関借入金</td><td>311</td></tr> <tr> <td>計</td><td></td><td>1,150</td></tr> </tbody> </table> 5 中間連結会計期間末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理をしております。したがって、当中間連結会計期間末日は、金融機関の休日であったため中間連結会計期間末日満期手形が以下の科目に含まれております。 受取手形 534百万円 支払手形 8百万円	相手先	摘要	金額 (百万円)	(従業員住宅ローン)	金融機関借入金	296	(関係会社) 阪神サイロ(株)	金融機関借入金	542	(取引先関係) 日本バイオ(株)	金融機関借入金	311	計		1,150	1 有形固定資産減価償却累計額 199,698百万円 2 国庫補助金の交付により取得した有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳累計額 264百万円 3 担保資産 建物帳簿価額1,395百万円、機械装置等帳簿価額772百万円、土地帳簿価額92百万円及びその他144百万円を短期借入金509百万円及び長期借入金630百万円の担保に供しております。 4 保証債務 <table border="1"> <thead> <tr> <th>相手先</th><th>摘要</th><th>金額 (百万円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(従業員住宅ローン)</td><td>金融機関借入金</td><td>341</td></tr> <tr> <td>(関係会社) 阪神サイロ(株)</td><td>金融機関借入金</td><td>401</td></tr> <tr> <td>(取引先関係) 日本バイオ(株)</td><td>金融機関借入金</td><td>311</td></tr> <tr> <td>計</td><td></td><td>1,054</td></tr> </tbody> </table> 5 連結会計年度末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理をしております。したがって、当連結会計年度末日は、金融機関の休日であったため連結会計年度末日満期手形が以下の科目に含まれております。 受取手形 590百万円 支払手形 19百万円	相手先	摘要	金額 (百万円)	(従業員住宅ローン)	金融機関借入金	341	(関係会社) 阪神サイロ(株)	金融機関借入金	401	(取引先関係) 日本バイオ(株)	金融機関借入金	311	計		1,054
相手先	摘要	金額 (百万円)																																													
(従業員住宅ローン)	金融機関借入金	383																																													
(関係会社) 阪神サイロ(株)	金融機関借入金	260																																													
(取引先関係) 日本バイオ(株)	金融機関借入金	311																																													
計		955																																													
相手先	摘要	金額 (百万円)																																													
(従業員住宅ローン)	金融機関借入金	296																																													
(関係会社) 阪神サイロ(株)	金融機関借入金	542																																													
(取引先関係) 日本バイオ(株)	金融機関借入金	311																																													
計		1,150																																													
相手先	摘要	金額 (百万円)																																													
(従業員住宅ローン)	金融機関借入金	341																																													
(関係会社) 阪神サイロ(株)	金融機関借入金	401																																													
(取引先関係) 日本バイオ(株)	金融機関借入金	311																																													
計		1,054																																													

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 主として、社宅の売却益であります。 2 _____ 3 主として、建物等の除却損であります。 4 _____ 5 _____ 6 当中間連結会計期間における税金費用については、主として簡便法により計算しております。そのため、法人税等調整額は「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。	1 主として、土地の売却益であります。 2 主として、減資払戻益であります。 3 主として、機械装置等の除却損であります。 4 主として、コエンザイムQ10関係の製造設備低操業損であります。 5 主として、投資有価証券評価損であります。 6 同左	1 主として、社宅の売却益であります。 2 _____ 3 主として、建物、機械装置等の除却損であります。 4 主として、コエンザイムQ10関係のたな卸資産在庫評価損であります。 5 主として、たな卸資産処分損等であります。 6 _____

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	256,535	—	—	256,535
自己株式				
普通株式	3,800	31	128	3,703

(注) 1 普通株式の自己株式の増加株式数の内訳

単元未満株式の買取りによる増加 31千株

2 普通株式の自己株式の減少株式数の内訳

単元未満株式の売却による減少 4千株

ストック・オプションの権利行使による減少 123千株

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成18年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 2,785百万円 |
| ② 1株当たり配当額 | 11円 |
| ③ 基準日 | 平成18年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 平成18年6月29日 |

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

平成18年11月10日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 2,279百万円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たり配当額 | 9円 |
| ④ 基準日 | 平成18年9月30日 |
| ⑤ 効力発生日 | 平成18年12月8日 |

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	256,535	—	—	256,535
自己株式				
普通株式	3,220	40	77	3,183

(注) 1 普通株式の自己株式の増加株式数の内訳

単元未満株式の買取りによる増加 40千株

2 普通株式の自己株式の減少株式数の内訳

単元未満株式の売却による減少 6千株

ストック・オプションの権利行使による減少 70千株

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当中間連結 会計期間 増加	当中間連結 会計期間 減少	当中間連結 会計期間末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権		—				2
合 計			—				2

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成19年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ① 配当金の総額 2,280百万円
- ② 1株当たり配当額 9円
- ③ 基準日 平成19年3月31日
- ④ 効力発生日 平成19年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

平成19年11月9日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ① 配当金の総額 2,280百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 9円
- ④ 基準日 平成19年9月30日
- ⑤ 効力発生日 平成19年12月10日

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	256,535	—	—	256,535
自己株式				
普通株式	3,800	70	650	3,220

(注) 1 普通株式の自己株式の増加株式数の内訳

単元未満株式の買取りによる増加 70千株

2 普通株式の自己株式の減少株式数の内訳

単元未満株式の売却による減少 9千株

ストック・オプションの権利行使による減少 206千株

連結子会社が売却した自己株式（当社株式）の当社帰属分 434千株

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成18年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額 2,785百万円

② 1株当たり配当額 11円

③ 基準日 平成18年3月31日

④ 効力発生日 平成18年6月29日

平成18年11月10日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額 2,279百万円

② 1株当たり配当額 9円

③ 基準日 平成18年9月30日

④ 効力発生日 平成18年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成19年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額 2,280百万円

② 配当の原資 利益剰余金

③ 1株当たり配当額 9円

④ 基準日 平成19年3月31日

⑤ 効力発生日 平成19年6月28日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 43,086百万円	現金及び預金 38,277百万円	現金及び預金 45,649百万円
有価証券 24,325百万円	有価証券 17,729百万円	有価証券 15,913百万円
計 67,412百万円	計 56,007百万円	計 61,562百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △9,360百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △4,967百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △1,194百万円
取得日から償還日までの期間が3ヶ月を超える債券等 △17,329百万円	取得日から償還日までの期間が3ヶ月を超える債券等 △13,732百万円	取得日から償還日までの期間が3ヶ月を超える債券等 △11,916百万円
現金及び現金同等物中間期末残高 40,722百万円	現金及び現金同等物中間期末残高 37,307百万円	現金及び現金同等物期末残高 48,452百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																
<table><tr><th></th><th>取得価額相当額 (百万円)</th><th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th><th>中間期末残高相当額 (百万円)</th></tr><tr><td>機械装置及び運搬具</td><td>3,169</td><td>1,628</td><td>1,541</td></tr><tr><td>その他</td><td>2,623</td><td>1,474</td><td>1,149</td></tr><tr><td>合計</td><td>5,793</td><td>3,102</td><td>2,690</td></tr></table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	3,169	1,628	1,541	その他	2,623	1,474	1,149	合計	5,793	3,102	2,690	<table><tr><th></th><th>取得価額相当額 (百万円)</th><th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th><th>中間期末残高相当額 (百万円)</th></tr><tr><td>機械装置及び運搬具</td><td>3,367</td><td>1,647</td><td>1,720</td></tr><tr><td>その他</td><td>2,264</td><td>1,387</td><td>876</td></tr><tr><td>合計</td><td>5,632</td><td>3,035</td><td>2,597</td></tr></table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	3,367	1,647	1,720	その他	2,264	1,387	876	合計	5,632	3,035	2,597	<table><tr><th></th><th>取得価額相当額 (百万円)</th><th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th><th>期末残高相当額 (百万円)</th></tr><tr><td>機械装置及び運搬具</td><td>3,481</td><td>1,903</td><td>1,577</td></tr><tr><td>その他</td><td>2,473</td><td>1,510</td><td>962</td></tr><tr><td>合計</td><td>5,954</td><td>3,414</td><td>2,540</td></tr></table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	3,481	1,903	1,577	その他	2,473	1,510	962	合計	5,954	3,414	2,540
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																															
機械装置及び運搬具	3,169	1,628	1,541																																															
その他	2,623	1,474	1,149																																															
合計	5,793	3,102	2,690																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																															
機械装置及び運搬具	3,367	1,647	1,720																																															
その他	2,264	1,387	876																																															
合計	5,632	3,035	2,597																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																															
機械装置及び運搬具	3,481	1,903	1,577																																															
その他	2,473	1,510	962																																															
合計	5,954	3,414	2,540																																															
② 未経過リース料中間期末残高相当額 1 年内 868百万円 1 年超 1,821百万円 合計 2,690百万円 なお、取得価額相当額及び未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	② 未経過リース料中間期末残高相当額 1 年内 792百万円 1 年超 1,805百万円 合計 2,597百万円 なお、取得価額相当額及び未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	② 未経過リース料期末残高相当額 1 年内 814百万円 1 年超 1,725百万円 合計 2,540百万円 なお、取得価額相当額及び未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。																																																
③ 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 503百万円 減価償却費相当額 503百万円	③ 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 472百万円 減価償却費相当額 472百万円	③ 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 981百万円 減価償却費相当額 981百万円																																																
④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	④ 減価償却費相当額の算定方法 同左	④ 減価償却費相当額の算定方法 同左																																																
2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1 年内 9百万円 1 年超 0百万円 合計 10百万円	2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1 年内 0百万円 1 年超 ー百万円 合計 0百万円	2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1 年内 5百万円 1 年超 ー百万円 合計 5百万円																																																

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)			前連結会計年度末 (平成19年3月31日)		
	中間連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	中間連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 国債・地方債等	2,997	2,998	0	1,997	1,997	0	2,997	2,997	△0
② 社債	300	300	0	—	—	—	—	—	—
③ その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	3,297	3,298	0	1,997	1,997	0	2,997	2,997	△0

2 その他有価証券で時価のあるもの

	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)			前連結会計年度末 (平成19年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
① 株式	8,371	73,643	65,271	16,763	76,840	60,076	13,746	80,199	66,453
② 債券									
国債・地方債等	14,398	14,402	3	2,498	2,499	0	7,603	7,604	0
社債	6,625	6,625	0	13,235	13,232	△2	5,310	5,311	0
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
③ その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	29,396	94,671	65,275	32,498	92,571	60,073	26,660	93,114	66,454

3 時価評価されていない主な有価証券

	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券			
非上場株式	5,374	4,706	5,707

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末（平成18年9月30日）

為替予約取引及び通貨オプション取引を利用しておりますが、ヘッジ会計を適用しているため注記を省略しております。

当中間連結会計期間末（平成19年9月30日）

為替予約取引及び通貨オプション取引を利用しておりますが、ヘッジ会計を適用しているため注記を省略しております。

前連結会計年度末（平成19年3月31日）

為替予約取引及び通貨オプション取引を利用しておりますが、ヘッジ会計を適用しているため注記を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. スtock・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 2 百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成19年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 12 名 当社執行役員 11 名 当社連結子会社取締役 23 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 250,000 株
付与日	平成19年8月13日
権利確定条件	付されておりません
対象勤務期間	定めはありません
権利行使期間	平成21年7月27日～平成26年7月26日
権利行使価格 (円)	1,197
付与日における公正な評価単価 (円)	102

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当連結会計年度において存在したストック・オプションの内容

	平成14年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役員 13名 当社連結子会社取締役 26名	当社取締役 10名 当社執行役員 13名 当社連結子会社取締役 29名	当社取締役 10名 当社執行役員 12名 当社連結子会社取締役 25名	当社取締役 9名 当社執行役員 10名 当社連結子会社取締役 26名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 275,000株	普通株式 290,400株	普通株式 269,500株	普通株式 258,500株
付与日	平成14年7月23日	平成15年7月23日	平成16年7月26日	平成17年8月17日
権利確定条件	付されておりません	同左	同左	同左
対象勤務期間	定めはありません	同左	同左	同左
権利行使期間	平成16年7月16日 ～平成21年7月15日	平成17年7月16日 ～平成22年7月15日	平成18年7月17日 ～平成23年7月16日	平成19年7月21日 ～平成24年7月20日
権利行使価格 (円)	805	811	999	1,085
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

(注) 平成17年11月18日に1株を1.1株に株式分割しておりますので、全て株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	製粉 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
（1）外部顧客に対する売上高	76,826	111,087	19,888	207,802	—	207,802
（2）セグメント間の内部 売上高又は振替高	8,446	428	2,660	11,535	(11,535)	—
計	85,273	111,515	22,549	219,338	(11,535)	207,802
営業費用	80,470	109,213	20,467	210,151	(11,308)	198,843
営業利益	4,802	2,301	2,081	9,186	(227)	8,958

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	製粉 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
（1）外部顧客に対する売上高	78,817	111,879	20,154	210,851	—	210,851
（2）セグメント間の内部 売上高又は振替高	8,672	415	2,348	11,436	(11,436)	—
計	87,489	112,294	22,503	222,288	(11,436)	210,851
営業費用	82,834	110,376	20,527	213,739	(11,094)	202,644
営業利益	4,655	1,918	1,975	8,548	(341)	8,207

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	製粉 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
（1）外部顧客に対する売上高	154,722	220,545	42,922	418,190	—	418,190
（2）セグメント間の内部 売上高又は振替高	17,253	795	4,278	22,327	(22,327)	—
計	171,976	221,340	47,200	440,517	(22,327)	418,190
営業費用	162,236	216,062	42,485	420,784	(21,778)	399,006
営業利益	9,740	5,278	4,714	19,732	(548)	19,184

(注) 1 事業区分の方法は、製品の種類の類似性を考慮して行っております。

2 各事業区分の主要製品

製粉……小麦粉、ふすま

食品……プレミックス、家庭用小麦粉、パスタ、パスタソース、冷凍食品、チルド食品、

製菓・製パン用資材、生化学製品、ライフサイエンス事業、健康食品

その他…ペットフード、設備工事、メッシュクロス、荷役・保管

3. 会計方針の変更等

前中間連結会計期間

記載すべき事項はありません。

当中間連結会計期間

(会計方針の変更)

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の(会計方針の変更)に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間から、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この結果、従来の方法に比べ、営業費用は、「製粉」が17百万円、「食品」が18百万円、「その他」が14百万円多く、「消去又は全社」が1百万円少なく計上されております。また、営業利益は、「製粉」、「食品」、「その他」がそれぞれ同額少なく、「消去又は全社」が同額多く計上されております。

(追加情報)

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の(追加情報)に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度から、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却しております。この結果、従来の方法に比べ、営業費用は、「製粉」が169百万円、「食品」が125百万円、「その他」が49百万円増加し、営業利益は、それぞれ同額減少しております。

前連結会計年度

(会計方針の変更)

「会計方針の変更」に記載のとおり、当連結会計年度から、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。これにより、従来の方法によった場合に比べ、営業費用は、「製粉」が34百万円、「食品」が56百万円、「その他」が26百万円、「消去又は全社」が55百万円増加し、営業利益は、それぞれ同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため記載しておりません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度

海外売上高が連結売上高の10%未満のため記載しておりません。

(1株当たり情報)

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	1,046円77銭	1,073円18銭	1,069円71銭
1株当たり中間(当期)純利益	21円36銭	24円62銭	48円66銭
潜在株式調整後			
1株当たり中間(当期)純利益	21円34銭	24円61銭	48円63銭

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の純資産の部の合計額(百万円)	292,652	302,161	300,306
普通株式に係る純資産額(百万円)	264,657	271,892	270,974
差額の主な内訳(百万円)			
新株予約権	—	2	—
少数株主持分	27,995	30,267	29,331
普通株式の発行済株式数(株)	256,535,448	256,535,448	256,535,448
普通株式の自己株式数(株)	3,703,864	3,183,525	3,220,188
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	252,831,584	253,351,923	253,315,260

2 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間連結損益計算書(連結損益計算書)上の中間(当期)純利益(百万円)	5,398	6,237	12,303
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	5,398	6,237	12,303
普通株式の期中平均株式数(株)	252,773,326	253,334,138	252,865,907
中間(当期)純利益調整額(百万円)	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(株)			
新株予約権	166,591	83,491	145,454
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	・新株予約権 株主総会の決議日 平成19年6月27日 (新株予約権89個) (新株予約権161個)	—

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
—————	当社は、平成19年11月9日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。 1. 自己株式の取得を行う理由 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため 2. 取得の内容 (1) 取得する株式の種類 当社普通株式 (2) 取得する株式の総数 500万株 (上限とする) (3) 株式の取得価額の総額 60億円 (上限とする) (4) 取得期間 平成19年11月12日から 平成19年12月28日まで (5) 取得の方法 市場買付による	—————

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

		前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額（百万円）		金額（百万円）		金額（百万円）	
			構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		23,086		17,324		16,531	
2 売掛金		298		190		237	
3 有価証券		21,028		15,731		12,915	
4 その他		2,806		2,435		3,579	
流動資産合計		47,219	19.1	35,682	14.3	33,264	13.7
II 固定資産							
(1) 有形固定資産	(注1)						
1 建物		7,585		7,369		7,531	
2 土地		10,770		10,745		10,758	
3 その他		1,782		4,000		2,795	
有形固定資産合計		20,137	8.2	22,116	8.9	21,085	8.7
(2) 無形固定資産		1,610	0.6	1,204	0.5	1,407	0.6
(3) 投資その他の資産							
1 投資有価証券		147,390		152,565		155,743	
2 長期貸付金		29,628		36,777		29,697	
3 その他		1,361		1,345		1,373	
4 貸倒引当金		△130		△117		△137	
投資その他の資産 合計		178,250	72.1	190,570	76.3	186,677	77.0
固定資産合計		199,997	80.9	213,891	85.7	209,170	86.3
資産合計		247,217	100.0	249,573	100.0	242,434	100.0

		前中間会計期間末 (平成18年9月30日)			当中間会計期間末 (平成19年9月30日)			前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		構成比 (%)	金額 (百万円)		構成比 (%)	金額 (百万円)		構成比 (%)
(負債の部)										
I 流動負債										
1 短期借入金			6			6			6	
2 未払費用			1,225			1,122			1,337	
3 預り金			7,729			7,409			1,472	
4 役員賞与引当金			27			26			55	
5 その他			1,123			326			709	
流動負債合計			10,112	4.1		8,891	3.6		3,580	1.5
II 固定負債										
1 長期借入金			89			77			80	
2 繰延税金負債			18,140			17,709			19,618	
3 退職給付引当金			1,975			1,065			1,526	
4 その他			382			382			382	
固定負債合計			20,586	8.3		19,235	7.7		21,608	8.9
負債合計			30,699	12.4		28,127	11.3		25,189	10.4
(純資産の部)										
I 株主資本										
1 資本金			17,117	6.9		17,117	6.9		17,117	7.1
2 資本剰余金										
資本準備金			9,500			9,500			9,500	
資本剰余金合計			9,500	3.9		9,500	3.8		9,500	3.9
3 利益剰余金										
(1) 利益準備金			4,379			4,379			4,379	
(2) その他利益剰余金										
配当引当積立金			2,000			2,000			2,000	
特別償却準備金			7			2			2	
固定資産圧縮積立金			1,119			1,002			1,002	
準備積立金			118,770			126,770			118,770	
繰越利益剰余金			36,175			34,836			35,869	
利益剰余金合計			162,452	65.7		168,991	67.7		162,024	66.8
4 自己株式			△3,039	△1.2		△2,977	△1.2		△3,003	△1.2
株主資本合計			186,030	75.3		192,632	77.2		185,638	76.6
II 評価・換算差額等										
その他有価証券 評価差額金			30,486	12.3		28,812	11.5		31,606	13.0
評価・換算差額等合計			30,486	12.3		28,812	11.5		31,606	13.0
III 新株予約権			—	—		2	0.0		—	—
純資産合計			216,517	87.6		221,446	88.7		217,245	89.6
負債純資産合計			247,217	100.0		249,573	100.0		242,434	100.0

②【中間損益計算書】

		前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)		金額 (百万円)		金額 (百万円)	
I 営業収益			16,473 100.0		13,100 100.0		22,246 100.0
II 営業費用			5,539 33.6		5,739 43.8		11,315 50.9
営業利益			10,934 66.4		7,361 56.2		10,930 49.1
III 営業外収益							
1 受取利息			281		383		587
2 その他			690		570		1,007
営業外収益合計			971 5.9		954 7.3		1,595 7.2
IV 営業外費用							
1 支払利息			2		10		10
2 その他			8		6		35
営業外費用合計			10 0.1		16 0.1		45 0.2
経常利益			11,895 72.2		8,298 63.4		12,480 56.1
V 特別利益			44 0.3		1,479 11.3		1,692 7.6
VI 特別損失			45 0.3		35 0.3		91 0.4
税引前中間 (当期) 純利益			11,894 72.2		9,743 74.4		14,081 63.3
法人税、住民税 及び事業税	(注2)		443 2.7		495 3.8		768 3.5
中間 (当期) 純利益			11,451 69.5		9,248 70.6		13,312 59.8

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日）

	株主資本											
	資本金	資本剰余金		利益剰余金							自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計		
					配当引当積立金	特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	準備積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	17, 117	9, 500	9, 500	4, 379	2, 000	17	1, 117	112, 770	33, 563	153, 847	△3, 122	177, 343
中間会計期間中の変動額												
特別償却準備金の取崩(注)						△9			9	－		－
固定資産圧縮積立金の積立(注)							66		△66	－		－
固定資産圧縮積立金の取崩(注)							△63		63	－		－
準備積立金の積立(注)								6, 000	△6, 000	－		－
剰余金の配当(注)									△2, 785	△2, 785		△2, 785
役員賞与(注)									△55	△55		△55
中間純利益									11, 451	11, 451		11, 451
自己株式の取得											△39	△39
自己株式の処分									△5	△5	121	115
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)												
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	－	－	－	－	－	△9	2	6, 000	2, 611	8, 604	82	8, 687
平成18年9月30日残高(百万円)	17, 117	9, 500	9, 500	4, 379	2, 000	7	1, 119	118, 770	36, 175	162, 452	△3, 039	186, 030

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年 3 月31日残高(百万円)	32, 277	32, 277	209, 621
中間会計期間中の変動額			
特別償却準備金の取崩(注)			－
固定資産圧縮積立金の積立(注)			－
固定資産圧縮積立金の取崩(注)			－
準備積立金の積立(注)			－
剰余金の配当(注)			△2, 785
役員賞与(注)			△55
中間純利益			11, 451
自己株式の取得			△39
自己株式の処分			115
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△1, 791	△1, 791	△1, 791
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△1, 791	△1, 791	6, 895
平成18年 9 月30日残高(百万円)	30, 486	30, 486	216, 517

(注) 平成18年 6 月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本											
	資本金	資本剰余金		利益剰余金							自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計		
					配当引当積立金	特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	準備積立金	繰越利益剰余金			
平成19年3月31日残高(百万円)	17, 117	9, 500	9, 500	4, 379	2, 000	2	1, 002	118, 770	35, 869	162, 024	△3, 003	185, 638
中間会計期間中の変動額												
準備積立金の積立								8, 000	△8, 000	－		－
剰余金の配当									△2, 280	△2, 280		△2, 280
中間純利益									9, 248	9, 248		9, 248
自己株式の取得											△47	△47
自己株式の処分									△0	△0	73	73
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)												
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	－	－	－	－	－	－	－	8, 000	△1, 032	6, 967	25	6, 993
平成19年9月30日残高(百万円)	17, 117	9, 500	9, 500	4, 379	2, 000	2	1, 002	126, 770	34, 836	168, 991	△2, 977	192, 632

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	31,606	31,606	—	217,245
中間会計期間中の変動額				
準備積立金の積立				—
剰余金の配当				△2,280
中間純利益				9,248
自己株式の取得				△47
自己株式の処分				73
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△2,794	△2,794	2	△2,791
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△2,794	△2,794	2	4,201
平成19年9月30日残高(百万円)	28,812	28,812	2	221,446

前事業年度の株主資本等変動計算書（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本											
	資本金	資本剰余金		利益剰余金							自己株式	株主 資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金					利益 剰余金 合計		
					配当 引当 積立金	特別 償却 準備金	固定資 産圧縮 積立金	準備 積立金	繰越 利益 剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	17, 117	9, 500	9, 500	4, 379	2, 000	17	1, 117	112, 770	33, 563	153, 847	△3, 122	177, 343
事業年度中の変動額												
特別償却準備金の取崩(注)						△9			9	－		－
特別償却準備金の取崩						△4			4	－		－
固定資産圧縮積立金の積立(注)							66		△66	－		－
固定資産圧縮積立金の取崩(注)							△63		63	－		－
固定資産圧縮積立金の取崩							△117		117	－		－
準備積立金の積立(注)								6, 000	△6, 000	－		－
剰余金の配当(注)									△2, 785	△2, 785		△2, 785
剰余金の配当(中間配当)									△2, 279	△2, 279		△2, 279
役員賞与(注)									△55	△55		△55
当期純利益									13, 312	13, 312		13, 312
自己株式の取得											△86	△86
自己株式の処分									△15	△15	205	189
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計(百万円)	－	－	－	－	－	△14	△114	6, 000	2, 305	8, 176	118	8, 295
平成19年3月31日残高(百万円)	17, 117	9, 500	9, 500	4, 379	2, 000	2	1, 002	118, 770	35, 869	162, 024	△3, 003	185, 638

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	32,277	32,277	209,621
事業年度中の変動額			
特別償却準備金の取崩(注)			—
特別償却準備金の取崩			—
固定資産圧縮積立金の積立(注)			—
固定資産圧縮積立金の取崩(注)			—
固定資産圧縮積立金の取崩			—
準備積立金の積立(注)			—
剰余金の配当(注)			△2,785
剰余金の配当(中間配当)			△2,279
役員賞与(注)			△55
当期純利益			13,312
自己株式の取得			△86
自己株式の処分			189
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△671	△671	△671
事業年度中の変動額合計(百万円)	△671	△671	7,624
平成19年3月31日残高(百万円)	31,606	31,606	217,245

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券 満期保有目的債券 …償却原価法 子会社及び関連会社株式 …移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの …中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの …移動平均法による原価法 (2) デリバティブ…時価法 2 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産…定率法 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産…定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 (3) 長期前払費用…均等償却 3 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 金銭債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	1 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券 満期保有目的債券 同左 子会社及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 (2) デリバティブ…同左 2 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産…定率法 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当中間会計期間から、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 この結果、従来の方法に比べ、営業利益、経常利益、及び税引前中間純利益はそれぞれ3百万減少しております。 (追加情報) 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度から、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却しております。 この結果、従来の方法に比べ、営業利益、経常利益、及び税引前中間純利益はそれぞれ22百万減少しております。 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用…同左 3 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左	1 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券 満期保有目的債券 同左 子会社及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの …期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 同左 (2) デリバティブ…同左 2 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産…定率法 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用…同左 3 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(2) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (会計方針の変更) 当中間会計期間から、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。これにより、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益は、それぞれ27百万円減少しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数による定額法により按分した額を費用処理することとしております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。 4 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 5 ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計は、繰延ヘッジ処理によっております。但し、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。 (2) ヘッジ手段 …デリバティブ取引(為替予約取引及び通貨コールオプションの買建取引) ヘッジ対象 …外貨建予定取引 (3) ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的でのみヘッジ手段を利用する方針であります。 (4) ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、高い有効性があるとみなしております。	(2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 4 リース取引の処理方法 同左 5 ヘッジ会計の方法 同左	(2) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。 (会計方針の変更) 当事業年度から、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。これにより、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ55百万円減少しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数による定額法により按分した額を費用処理することとしております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。 4 リース取引の処理方法 同左 5 ヘッジ会計の方法 同左

前中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
6 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、売上等にかかる「預り消費税等」及び仕入等にかかる「仮払消費税等」は相殺し、その差額は流動資産の「その他」に含めて表示しております。	6 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、売上等にかかる「預り消費税等」及び仕入等にかかる「仮払消費税等」は相殺し、その差額は流動負債の「その他」に含めて表示しております。	6 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

前中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の「資本の部」の合計に相当する金額は216,517百万円であります。 なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の「純資産の部」については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。	—————	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の「資本の部」の合計に相当する金額は217,245百万円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の「純資産の部」については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。

注記事項
(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年 9 月30日)	当中間会計期間末 (平成19年 9 月30日)	前事業年度末 (平成19年 3 月31日)																		
1 有形固定資産減価償却累計額 14,317百万円 2 保証債務	1 有形固定資産減価償却累計額 14,395百万円 2 保証債務	1 有形固定資産減価償却累計額 14,311百万円 2 保証債務																		
<table> <tr> <th>相手先</th><th>摘要</th><th>金額 (百万円)</th></tr> <tr> <td>(従業員住宅ローン)</td><td>金融機関借入金</td><td>380</td></tr> </table>	相手先	摘要	金額 (百万円)	(従業員住宅ローン)	金融機関借入金	380	<table> <tr> <th>相手先</th><th>摘要</th><th>金額 (百万円)</th></tr> <tr> <td>(従業員住宅ローン)</td><td>金融機関借入金</td><td>293</td></tr> </table>	相手先	摘要	金額 (百万円)	(従業員住宅ローン)	金融機関借入金	293	<table> <tr> <th>相手先</th><th>摘要</th><th>金額 (百万円)</th></tr> <tr> <td>(従業員住宅ローン)</td><td>金融機関借入金</td><td>338</td></tr> </table>	相手先	摘要	金額 (百万円)	(従業員住宅ローン)	金融機関借入金	338
相手先	摘要	金額 (百万円)																		
(従業員住宅ローン)	金融機関借入金	380																		
相手先	摘要	金額 (百万円)																		
(従業員住宅ローン)	金融機関借入金	293																		
相手先	摘要	金額 (百万円)																		
(従業員住宅ローン)	金融機関借入金	338																		

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
1 減価償却実施額 有形固定資産 376百万円 無形固定資産 203百万円 2 当中間会計期間における税金費用については、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。	1 減価償却実施額 有形固定資産 378百万円 無形固定資産 204百万円 2 同左	1 減価償却実施額 有形固定資産 764百万円 無形固定資産 410百万円 2 _____

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
普通株式	3,299	31	128	3,202

- (注) 1 普通株式の自己株式の増加株式数の内訳
単元未満株式の買取りによる増加 31千株
- 2 普通株式の自己株式の減少株式数の内訳
単元未満株式の売却による減少 4千株
ストック・オプションの権利行使による減少 123千株

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
普通株式	3,153	40	77	3,116

- (注) 1 普通株式の自己株式の増加株式数の内訳
単元未満株式の買取りによる増加 40千株
- 2 普通株式の自己株式の減少株式数の内訳
単元未満株式の売却による減少 6千株
ストック・オプションの権利行使による減少 70千株

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	3,299	70	216	3,153

- (注) 1 普通株式の自己株式の増加株式数の内訳
単元未満株式の買取りによる増加 70千株
- 2 普通株式の自己株式の減少株式数の内訳
単元未満株式の売却による減少 9千株
ストック・オプションの権利行使による減少 206千株

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																												
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																												
<table><tr><th></th><th>取得価額相当額 (百万円)</th><th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th><th>中間期末残高相当額 (百万円)</th></tr><tr><td>車輛運搬具</td><td>19</td><td>10</td><td>8</td></tr><tr><td>工具器具備品</td><td>336</td><td>214</td><td>122</td></tr><tr><td>その他</td><td>22</td><td>19</td><td>3</td></tr><tr><td>合計</td><td>378</td><td>244</td><td>134</td></tr></table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	車輛運搬具	19	10	8	工具器具備品	336	214	122	その他	22	19	3	合計	378	244	134	<table><tr><th></th><th>取得価額相当額 (百万円)</th><th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th><th>中間期末残高相当額 (百万円)</th></tr><tr><td>車輛運搬具</td><td>23</td><td>15</td><td>7</td></tr><tr><td>工具器具備品</td><td>355</td><td>206</td><td>148</td></tr><tr><td>その他</td><td>7</td><td>6</td><td>1</td></tr><tr><td>合計</td><td>385</td><td>227</td><td>157</td></tr></table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	車輛運搬具	23	15	7	工具器具備品	355	206	148	その他	7	6	1	合計	385	227	157	<table><tr><th></th><th>取得価額相当額 (百万円)</th><th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th><th>期末残高相当額 (百万円)</th></tr><tr><td>車輛運搬具</td><td>19</td><td>12</td><td>6</td></tr><tr><td>工具器具備品</td><td>351</td><td>242</td><td>108</td></tr><tr><td>その他</td><td>22</td><td>20</td><td>1</td></tr><tr><td>合計</td><td>393</td><td>276</td><td>117</td></tr></table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	車輛運搬具	19	12	6	工具器具備品	351	242	108	その他	22	20	1	合計	393	276	117
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																											
車輛運搬具	19	10	8																																																											
工具器具備品	336	214	122																																																											
その他	22	19	3																																																											
合計	378	244	134																																																											
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																											
車輛運搬具	23	15	7																																																											
工具器具備品	355	206	148																																																											
その他	7	6	1																																																											
合計	385	227	157																																																											
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																											
車輛運搬具	19	12	6																																																											
工具器具備品	351	242	108																																																											
その他	22	20	1																																																											
合計	393	276	117																																																											
2 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 62百万円 1年超 71百万円 合計 134百万円 なお、取得価額相当額及び未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	2 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 62百万円 1年超 95百万円 合計 157百万円 なお、取得価額相当額及び未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	2 未経過リース料期末残高相当額 1年内 53百万円 1年超 63百万円 合計 117百万円 なお、取得価額相当額及び未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。																																																												
3 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 32百万円 減価償却費相当額 32百万円	3 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 36百万円 減価償却費相当額 36百万円	3 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 68百万円 減価償却費相当額 68百万円																																																												
4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	4 減価償却費相当額の算定方法 同左	4 減価償却費相当額の算定方法 同左																																																												

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末（平成18年9月30日）

種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	2,635	16,888	14,252
関連会社株式	200	276	75
合計	2,836	17,165	14,328

当中間会計期間末（平成19年9月30日）

種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	2,635	14,435	11,800
関連会社株式	200	224	23
合計	2,836	14,660	11,824

前事業年度末（平成19年3月31日）

種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	2,635	17,144	14,509
関連会社株式	200	256	55
合計	2,836	17,401	14,564

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
—————	当社は、平成19年11月9日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。 1. 自己株式の取得を行う理由 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため 2. 取得の内容 (1) 取得する株式の種類 当社普通株式 (2) 取得する株式の総数 500万株 (上限とする) (3) 株式の取得価額の総額 60億円 (上限とする) (4) 取得期間 平成19年11月12日から 平成19年12月28日まで (5) 取得の方法 市場買付による	—————

(2) 【その他】

① 中間配当

平成19年11月9日開催の取締役会において、平成19年9月30日を基準日として、次のとおり中間配当を行う旨決議しました。

- | | |
|----------------------|-------------|
| 1 中間配当金総額 | 2,280百万円 |
| 2 1株当たりの配当額 | 9円 |
| 3 中間配当の効力発生日 (支払開始日) | 平成19年12月10日 |

② その他

特記すべき事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

- | | | |
|------------------------------------|---|--|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度 自 平成18年4月1日
(第163期) 至 平成19年3月31日 | 平成19年6月27日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 有価証券報告書の
訂正報告書 | 事業年度 自 平成18年4月1日
(第163期) 至 平成19年3月31日 | 平成19年12月14日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 発行登録書（株券、社
債券等）及びその添付
書類 | | 平成19年6月27日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 訂正発行登録書 | | 平成19年6月27日
平成19年7月26日
平成19年8月13日
平成19年9月18日
関東財務局長に提出。 |
| (5) 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19
条第2項第2号の2（当社取締役に対す
る新株予約権の発行）の規定に基づく臨
時報告書 | 平成19年7月26日
関東財務局長に提出。 |
| (6) 臨時報告書の
訂正報告書 | 上記（5）平成19年7月26日提出の臨時報
告書（当社取締役に対する新株予約権の
発行）に係る訂正報告書 | 平成19年8月13日
関東財務局長に提出。 |
| (7) 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19
条第2項第2号の2（当社執行役員及び
連結子会社の取締役に対する新株予約権
の発行）の規定に基づく臨時報告書 | 平成19年7月26日
関東財務局長に提出。 |
| (8) 臨時報告書の
訂正報告書 | 上記（7）平成19年7月26日提出の臨時
報告書（当社執行役員及び連結子会社の
取締役に対する新株予約権の発行）に係
る訂正報告書 | 平成19年8月13日
関東財務局長に提出。 |
| (9) 臨時報告書の
訂正報告書 | 上記（7）平成19年7月26日提出の臨時
報告書（当社執行役員及び連結子会社の
取締役に対する新株予約権の発行）に係
る訂正報告書 | 平成19年12月14日
関東財務局長に提出。 |
| (10) 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19
条第2項第9号（代表取締役の異動）の
規定に基づく臨時報告書 | 平成19年9月18日
関東財務局長に提出。 |
| (11) 自己株券買付状況
報告書 | | 平成19年12月14日
関東財務局長に提出。 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月15日

株式会社 日清製粉グループ本社

取締役社長 長谷川 浩 嗣 殿

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 塚 原 雅 人 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田 村 保 広 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 會 田 将 之 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日清製粉グループ本社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日清製粉グループ本社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月14日

株式会社 日清製粉グループ本社

取締役社長 村 上 一 平 殿

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 塚 原 雅 人 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田 村 保 広 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 會 田 将 之 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日清製粉グループ本社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日清製粉グループ本社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月15日

株式会社 日清製粉グループ本社

取締役社長 長谷川 浩 嗣 殿

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 塚 原 雅 人 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田 村 保 広 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 會 田 将 之 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日清製粉グループ本社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第163期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日清製粉グループ本社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月14日

株式会社 日清製粉グループ本社

取締役社長 村 上 一 平 殿

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 塚 原 雅 人 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田 村 保 広 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 會 田 将 之 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日清製粉グループ本社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第164期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日清製粉グループ本社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。